

尾鷲警察署協議会議事録

令和4年度第2回尾鷲警察署協議会	
日 時 場 所	令和4年9月29日(木) 午後 2時～午後 3時30分 尾鷲警察署3階大会議室
出席者	<p>1 警察署協議会委員 5名 榎本隆吉委員、北裏佳代委員、西岡利行委員、服部敬委員、若葉二三子委員</p> <p>2 警察署 7名 署長、副署長、生活安全課長、地域課長、刑事課長、交通課長、警備係長</p>
傍聴者数	なし
公開・非公開の別	公開
議 事 概 要	
<p>1 警察署長挨拶</p> <p>2 高齢者の交通事故防止（警察署長） 高齢者マークのススメ</p> <p>3 協議内容</p> <p>(1) 交通指導取締りについて</p> <p><委員> 尾鷲市民病院の薬局前の横断歩道での取締りは、車両の通行よりも横断する歩行者が優先だという意識付けになるので良い活動だと思う。</p> <p>【署長】 引き続き実施していく。</p> <p><委員> 無謀な横断をする危ない歩行者が見受けられる。歩行者に対する指導を行うべきではないか。</p> <p>【署長】 危ない横断をしようとする歩行者については、指導・助言を行いたい。</p> <p><委員> 高齢者マークを張っていない高齢ドライバーほど、危なっかしい運転をする方が多い気がする。</p> <p>【署長】 高齢ドライバーにかかわらず、遵守事項を守るという自覚のない人ほど違反が多い傾向がある。まず法令遵守を意識することが、安全運転につながる。</p> <p><委員> 速度違反の取締り場所はどのように選定しているのか。時間帯によって取締り場所を変えているのか。</p> <p>【署長】 取締りは様々な場所で行っている。また、取締りに際しては、速度違反が多い場所であることと併せて、違反車両を安全に停止させるための場所の確保が必要である。計画時から、適切に取締り場所が選定されているかを確認している。</p> <p><委員> 警察官の制服の力はすごいと思う。制服を見ると、安全運転をしよう、気をつけよう、という気持ちになる。街頭で、どんどん制服姿を見せて欲しい。</p> <p>【署長】 尾鷲署では交通指導取締りによって、みんなが安全運転を心掛けてもらうことを目的に実施している。指導取締りをす</p>	

る場合は、顕示効果が得られるような方法で行うよう指示している。

<委員> 自分が交通違反で指導を受けたことを周囲に話してきたが、それ自体が安全運転を広めることに貢献できたと分かって嬉しかった。

【署長】 ロコミの効果は絶大であり、一人に対して行った指導取締りも周囲に話をしてもらうことで広報効果が何倍にもなる。是非、今後も警察の指導取締りについて、どんどん周囲に話して安全運転の意識をみんなに広めてほしい。

(2) 賀田駐在所統廃合後について

<委員> 賀田の駐在所がなくなったが、三木里の駐在所員が頻繁に来てくれる。警察官の姿を見せてくれると犯罪の抑止力等になってありがたい。

【署長】 引き続き実施していく。

(3) 管轄について

<委員> 海上保安庁と警察で管轄の取決めなどはあるのか。

【署長】 基本的に海は海上保安庁、陸は警察という棲み分けはあるが海上で起こる事件でも陸上での事案が関係している場合も多いため、お互いに協力しつつ、業務を進めている。

4 警察署長謝辞

備 考	報道機関 3 社 3 名
-----	--------------